

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕